

見込み量等調査における再確認事項について

1【調査票1】について

目標値：地域移行目標数（F）の数値について

ア 目標値：県全体の平成26年度末の地域移行目標数が444人（調査票1の集計）

イ 実績：平成23年10月1日で495人（県が12月15日付で情報提供した地域移行者数）

ウ 要確認事項

本来、ア目標値 > イ実績のところ、ア目標値 < イ実績になっているところ。

原因として考えられるのが、（F）のうち、精神障害者社会復帰施設からの地域移行者をカウントしていない可能性がある。

各市町村においては、添付ファイル 及び を参考にして、（F）について再度、精神障害者社会復帰施設からの地域移行者を含めてカウントしているか再確認してください。

に関連して、昨年8月に実施した実績調査【調査票2】で報告した平成23年3月入所者数（B）のうち、精神障害者社会復帰施設の利用者数をチェックシートに入力してください。

精神障害者社会復帰施設の利用者数をカウントしていなかった場合は、その旨報告してください。

目標値：地域移行目標数（F）の割合について

国の基本指針においては、現入所者数（A）の3割以上が地域生活へ移行することを基本としているところ。それを踏まえて、添付ファイル を参照して、移行割合が3割を下回っている市町村においては、現在報告している数値以上となる可能性がないか、念のため再確認してください。

就労継続支援の見込みについて

国の基本指針においては、就労継続支援事業の利用者のうち、3割以上が就労継続支援A型の利用を目指すとしているところ。それを踏まえて、添付ファイル 及び を参照して、就労継続支援A型の利用が3割を下回っている市町村においては、現在報告している数値以上となる可能性がないか、念のため再確認してください。

計画相談支援の見込みについて

添付ファイル の考え方に基づき、継続サービス利用支援（モニタリング）も加えた回数を見込むこと。モニタリングの回数を加えていない市町村においては、再度数値を見込んでください。

具体的には、平成26年度の見込みは、全サービス利用者数にモニタリングの回数を加えて、年間の延べ利用者数を算出後、月間の利用者数を算出する。

なお、障害児相談支援についても、同様の考え方に基づき、再確認してください。

2【調査票2】について

調査票2には、「基幹相談支援センター」の項目を設けていなかったため、調査票5を追加で依頼する。 添付ファイル

調査票5に加えて、調査票2が未提出な市町村においては、1月13日(金)までに提出してください。

3【調査票3】について

障害児相談支援は、上記1 の考え方に基づき、再確認してください。(再掲)

調査票3が未提出な市町村においては、1月13日(金)までに提出してください。

4 その他関連する項目の見直しについて

今回、就労継続支援サービス、計画相談支援サービスの見込み者数及び地域移行目標数(F)等に見直しがある場合には、関連する利用量や他サービス等の見直しも併せて行うこと。

5 チェックシートについて

今回の再確認の状況を把握する必要がありますので、変更の有無にかかわらず各市町村においては、添付したチェックシートに記入の上、1月13日(金)までに提出してください。

6 添付ファイル

見込み量等調査結果データ(調査票1の集計表)

目標値 に係る第3期計画と第2期計画の比較表

目標値 に係る第3期計画と第2期計画の比較表

福祉施設の入所者の地域生活移行者数実績(12月15日付け情報提供済み)

精神障害者社会復帰施設の利用者実数調べ(11月18日付け情報提供済み)

平成24年以降の就労A型事業所指定予定表

厚生労働省通知「障害福祉計画における計画相談支援の利用者数の算定に当たっての基本的な考え方について」

調査票5(調査票2の追加分)